

平成 31 年度低生産量新規化学物質の製造・輸入申出に係る日程について（お知らせ）

平成 31 年 2 月 1 日

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）第 5 条第 4 項に規定する低生産量新規化学物質の製造・輸入の確認を受けようとする方は、以下の日程表に記載する期間中に申出を行ってください。どの期間も、全ての方法による申出（オンラインによる電子申出、郵送による光ディスク申出、郵送による書面申出）を受け付けております。

なお、従来は、前年度以前に低生産量新規化学物質の判定を受けている物質の数量確認の申出については、3 月のみに受け付けておりましたが、今回からは年度途中の申出も受け付けます。また、事業者の事業機会の確保と、申出手続の電子化推進のため、オンラインによる申出と光ディスクを用いた郵送による申出も新設しています。

1. 日程表

	低生産量新規化学物質製造・輸入申出書の受付期間
第 1 回	2019/3/1（金）～ 3/8（金）
第 2 回	2019/4/11（木）～ 4/17（水）
第 3 回	2019/5/16（木）～ 5/22（水）
第 4 回	2019/6/13（木）～ 6/19（水）
第 5 回	2019/7/11（木）～ 7/17（水）
第 6 回	2019/8/19（月）～ 8/23（金）
第 7 回以降	未定

*未定の部分は決まり次第更新いたします。7 月頃の掲載を予定しています。

注1) 新たに電子申出を開始する場合には、申出を予定している期間の前月1日までに「申出者確認コード(7桁のパスワード)」を記載した電子情報処理組織使用開始申出書(様式第15)を提出して、「申出者コード(5桁のID)」の付与を受ける必要があります。なお、この「申出者コード」は少量新規化学物質の電子申出に使用するものと共通ですので、既に申出者コードと申出者確認コードを入手されている事業者は、同じコードを使用してください。

注2) 光ディスクによる申出及び書面による申出につきましては、簡易書留または書留での郵送(申出期間内に必着)をお願いいたします。

確認・不確認通知書は、受付期間終了から約1カ月半後の発送を予定しています。なお、確認通知書に記載された日付以前の製造・輸入はできませんのでご注意ください。

2. 参考資料

低生産量新規化学物質の申出の際には、「低生産量新規化学物質の申出手続について」をご覧ください。

3. 問い合わせ先

御不明な点等につきましては、以下にお問合せください。

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

(電話) 03-5253-1111 (内線 2427)、(FAX) 03-3593-8913

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

(電話) 03-3501-0605、(FAX) 03-3501-2084

環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

(電話) 03-5521-8253、(FAX) 03-3581-3370

独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)化学物質管理センター安全審査課

(電話) 03-3481-1812、(FAX) 03-3481-1950